

## 企業年金連合会 年金受給権者所在不明届

(年金受給権者が所在不明となって1ヶ月以上経過したときの届出書)

必要事項をご記入の上、「企業年金連合会老齢年金証書」を添えて、連合会へ提出してください。  
(※ 企業年金連合会老齢年金証書が添付できない場合には、便せん等に理由(紛失等)を書いて同封してください。)

なお、この届書をご提出いただいた後に、連合会から年金受給権者本人宛に現況申告書を送付いたします。  
その後、現況申告書の返信がない場合は年金の支払いが一時止まります。

所在不明となった年金受給権者	年金証書番号	—	性別	男性 ・ 女性
	フリガナ		生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和
	氏名			
所在不明となった年月日	年	月	日	
届出者は上記年金受給権者と同一世帯ですか	はい (届出者と所在不明年金受給権者は同一世帯です)		いいえ (届出者と所在不明年金受給権者は同一世帯ではありません)	

## 上記のとおり申し立てます

届出者	フリガナ		年金受給権者との続柄		
	氏名				
	住所	〒			
	電話番号	( )			

切り取って宛名に使えます。

## &lt;送付先&gt;

〒105-8702  
芝郵便局私書箱第63号  
企業年金連合会  
年金サービスセンター支払課

※手続き等ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

## &lt;お問合せ先&gt;

企業年金コールセンター  
電話 0570-02-2666  
※IP電話からは「03-5777-2666」